

【家屋と償却資産の主な区分】

この一覧は、家屋と設備等の所有者が同じ場合の区分となります。家屋と設備等の所有者が異なる場合は全て償却資産となります。（高知市での取り扱いですので、他市町村とは多少異なる場合があります）

※ 一般的な例示ですので、必ずしもこの例示によらない場合があります。

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	区分		
			家屋	償却資産	
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上 店舗造作等	○		
電気設備	受変電設備	設備一式		◎	
	予備電源設備	発電機設備 蓄電池設備 無停電電源設備等		◎	
	中央監視設備	設備一式		◎	
	電力引込設備	引込工事		◎	
	電灯コンセント設備、照明器具設備	屋外設備 非常用照明器具（誘導灯・非常灯） 特定の生産又は業務用設備（ネオンサイン・投光器・スポットライト等）			◎
		屋内設備（照明器具・分電盤・配線等）	○		
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備（工場等機械の動力源である動力配線）			◎
		上記以外の設備	○		
	電話設備	電話機・交換機等の機器			◎
		配管・配線 端子盤等	○		
	放送・拡声設備	マイク・スピーカー・アンプ等の機器			◎
		配管・配線等	○		
	監視カメラ（ＩＴＶ）設備	受像機（テレビ・モニター） カメラ			◎
		配管・配線等	○		
	ＬＡＮ設備	設備一式			◎
インターホン設備	機器・配管・配線		○		
自動車管制装置	設備一式		○		
盗難非常通報装置	設備一式		○		
ＴＶ共同視聴設備	設備一式（アンテナ・ブースターアンプ・分配器・整合器・ケーブル・ボックス類等）		○		
ナースコール設備	機器（表示盤） 配管・配線		○		
給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備 引込工事 特定の生産又は業務用設備		◎	
		配管 高架水槽 受水槽 ポンプ等	○		
	給湯設備	局所式給湯設備（流し用電気温水器・湯沸器等） 中央式給湯設備（屋外設備）			◎
		局所式給湯設備（ユニットバス用・床暖房用等） 中央式給湯設備（屋内設備）	○		
ガス設備	屋外設備 引込工事 特定の生産又は業務用設備			◎	
	屋内配管等	○			
衛生器具設備	設備一式（洗面器・便器等）		○		
空調設備	空調設備	エアコン（壁掛型・天吊型等） 特定の生産又は業務用設備		◎	
		埋め込み式エアコン 上記以外の設備	○		
	換気設備	特定の生産又は業務用設備 上記以外の設備		◎	
防災設備	消火設備	消火器 ホース及びノズル ガスボンベ パッケージ型消火設備		◎	
		屋外の消火栓設備等 消火栓設備 スプリンクラー設備等	○		
	火災報知設備	設備一式	○		
	避雷設備	設備一式	○		
	その他の設備	避難器具		◎	
その他の設備	運搬設備	工場用ベルトコンベア 垂直搬送機等		◎	
		エレベーター エスカレーター 小荷物専用昇降機等	○		
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備（飲食店・ホテル・百貨店等）		◎	
	洗濯設備	上記以外の設備	○		
	医療機器設備	各種医療機器・装置及びユニット 医療用ガス機器（吸入口・ボンベ等）等 冷蔵・冷凍倉庫における冷却装置 ろ過装置 POSシステム 広告塔 文字看板 袖看板 簡易間仕切 機械式駐車設備 駐輪設備 ゴミ処理設備 メールボックス カーテン ブラインド 基礎のないプレハブ物置等 自動ドア シャッター エアカーテン 造り付け家具・カウンター等		◎	
外構工事	外構工事	工事一式（門・塀・舗装路面・フェンス・緑化施設等）		◎	